

# 令和7年度不整地運搬車運転技能研修 実施要領

## 1 目的

地域林業を支える担い手の育成、林業技術の向上及び林業労働安全の確保を図ることを目的として実施します。

## 2 研修期間

(1) 第1回：令和7年6月9日（月）、6月10日（火） 2日間

(2) 第2回：令和7年6月9日（月）、6月11日（水） 2日間

## 3 実施場所

岩手県林業技術センター（紫波郡矢巾町煙山第3地割560番地11）

## 4 定員

(1) 第1回：10名（先着順に受付）

(2) 第2回：10名（先着順に受付）

※第1回又は第2回のどちらか希望する方を選び申込みください。重複での申込はできません。

## 5 日程及び研修内容等

別添日程表のとおり。

## 6 申請方法

申請書類を当センターのホームページからダウンロードし、受付期間内（期限厳守）に以下の住所宛てに郵送してください。

〒028-3623 紫波郡矢巾町煙山第3地割560-11 岩手県林業技術センター

## 7 受講要件

(1) 申込時点で18歳以上の者

(2) 労災保険又は傷害保険に加入している者

(3) 講習科目の一部免除願（様式第6号の4）の要件番号①～④のうち、いずれかの免除要件を満たす者。

## 8 受付期間

令和7年5月12日（月）～5月26日（月）必着

※5月12日（月）午前10時から様式がダウンロードできるようになります。

## 9 講習科目の一部免除

当該研修は、「研修科目の一部免除願」（様式第6号の4）に要件番号①～④のいずれかの免除要件を満たす者を対象に、講習科目を一部免除し11時間コースで実施（フルコースの場合は35時間。）しますので、全ての受講希望者に「講習科目の一部免除願」（様式第6号の4）を提出していただく必要があります。

## 10 修了証の交付

所定の研修科目及び講習時間を受講し、修了試験に合格した者には、労働安全衛生法に基づく「不整地運搬車運転技能講習修了証」を交付します。なお、修了証の交付には1週間程度を要し、その間は作業に従事できませんので留意願います。

## 11 その他

受講者の持参品及び教材費等は、別紙のとおりです。

## 12 申請書類

受講希望者は、下表の書類（No.1～3、8はホームページからダウンロード。）を提出してください。

No.	区 分	内 容
1	研修の許可申請書 【必須】	研修実施要領様式第1号
2	推薦書 【必須】	研修実施要領様式第4号
3	講習科目の一部免除願 【必須】	研修実施要領様式第6号の4 ※要件番号①～④の内、いずれかの要件を満たす者でなければ受講できません。
4	労災保険等の証書の写し 【必須】	
5	自動車運転免許証の写し 【必須】	表面と裏面（鮮明なもの）
6	写真2枚 【必須】	縦3.0cm×横2.4cm（免許証用サイズ）とし、3か月以内に脱帽の上で正面から撮影したもの。 ※履歴書に貼り付けたものは枚数に含まれません。
7	返信用封筒 【必須】	定形封筒（長形3号）に申請者の郵便番号、住所氏名を記載し、簡易書留郵便料金460円※分の切手を貼り付けたもの。 ※社会情勢等により金額が変更となる場合があります。
8	修了証再交付申込書 【希望者※】	研修実施要領様式第11号 ※当センターが交付した別の「技能講習修了証」を持っており、今回取得しようとする修了証と統合して1枚の修了証として発行することを希望する場合に必要となります。